

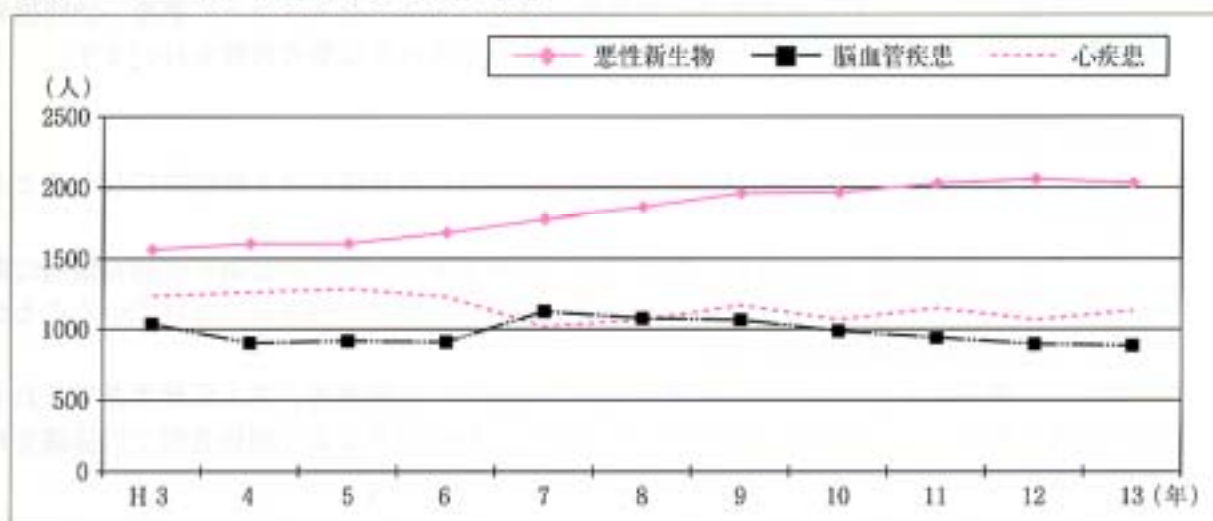
第4節 成人・高齢者保健

現状と課題

現在、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患など3大生活習慣病が総死亡に占める割合は、約6割となっています。心疾患は横這い、脳血管疾患は減少傾向ですが、がんによる死亡は年々増加傾向にあり総死亡数の3割近くを占めるようになってきています。

健康診査を受診することで、生活習慣病の症状を早期に発見し、健康教育、健康相談等を通して正しい食生活や継続的な運動など正しい生活習慣を身につけ、病気を予防する必要があります。

本県における三大生活習慣病死亡者数の推移



1 健康診査受診の促進

本県における老人保健法に基づく基本健康診査の受診率は約4割弱と全国平均を下回っていることから、健康診査の意義や有効性等について県民への普及啓発に努め、意識の高揚を図るとともに、より受診しやすいよう利便性の向上を図っていく必要があります。

2 一人ひとりの実態に合った保健指導の充実

保健サービスの提供に当たっては、基本健康診査の情報を活用して、県民一人ひとりの健康についての評価を行い、個々の対象者の実態に合ったきめ細かな保健指導を計画的に提供することが重要です。

3 発生状況の把握・分析

生活習慣病予防対策を推進するため、脳卒中や糖尿病など生活習慣病の発生状況の把握や分析を行っていく必要があります。

がん登録は、届出精度は極めて高い状態にありますが、今後はその分析や利活用を図っていく必要があります。

施 策

1 健康診査受診の普及啓発と利便性の向上

基本健康診査、がん検診の有効性について、県民に普及するとともに休日・夜間検診や総合検診（一度に複数の検診実施）等を検討し、受診率の向上に向けた取組みを推進します。

また、平成14年度から肝炎ウイルス検診が健康診査に追加されたことに伴い、ウイルス性肝炎に関する知識の普及と対象者全員の受診を促進していきます。

さらに歯周疾患検診、骨粗鬆症検診については、これらの検診と同時に予防のための健康教育を開催するなど、検診効果をより高めるための取組みを推進していきます。

2 一人ひとりの実態に合った保健指導の充実

老人保健法に基づく個別健康教育や健康度評価（ヘルスアセスメント）事業、訪問指導等保健事業について、一層効果的に取り組めるよう市町村等従事者研修を行います。

3 職域と地域の連携強化

生活習慣病を予防するためには、生涯を通じて一貫した健康管理を継続的に行うことが重要です。

そのため、職域保健と地域保健の関係者が、保健事業についての会議や生活習慣病に関する指導者研修会を共同で開催するなど、特に職域から地域に円滑につなげていくことができるような連携の強化を図ります。

県では、健康増進法に基づき、産業保健、医療保険の保健事業、老人保健事業等それぞれの制度で実施している健康診査のデータを相互に利用できるよう関係者間での協議を進めていきます。

4 発生状況の把握・分析

現在の脳卒中情報システムを生活習慣病の発生状況の把握・分析ができるよう見直します。

がん登録を継続して実施するとともに、がん登録の分析を行い、がんに罹りやすい年齢・性別など罹患状況の把握に努めます。

【用語の解説】

● 個別健康教育

老人保健法の第4次計画の中で、対象者が指導者から1対1で受ける健康教育の手法。

● 健康度評価（ヘルスアセスメント）

生活習慣病予防対策および要介護状態となることの予防対策としての保健サービスを、対象者個人個人の必要性に応じて、計画的かつ総合的に提供するためにサービスの実施に先立って行う、個人の生活習慣行動、社会・生活環境等を把握し、基本健康診査等の結果とあわせて行う総合的な評価。

● 脳卒中情報システム

寝たきり予防対策を効果的に推進するため、医療機関から脳卒中患者の診療情報をもとに、市町村が在宅脳卒中患者に対する適切な保健福祉サービスを提供するためのシステム。

● がん登録

がんの罹患率や生存率の動向を把握するためのがん発見の届出制度。